

# 15 国際事件

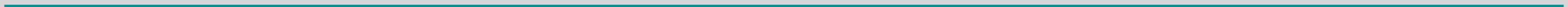
## (入口・本体)

独禁法の講義2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

---

入口



3

9k232-239

10k242-248

- \* 10k241-247  
\* 9k232-237 全て読む
  - \* 「4」「5」「6(3)」の3段階
    - ▶ ブラウン管最高裁判決もこの3段階
- \* 9k237-238 HDD用サスペンション
  - \* 複雑なので省略 → 10kでは2行だけ(247)
- \* 9k238-239 「世界市場」  
10k247-248
  - \* 2巡目で

本体

---

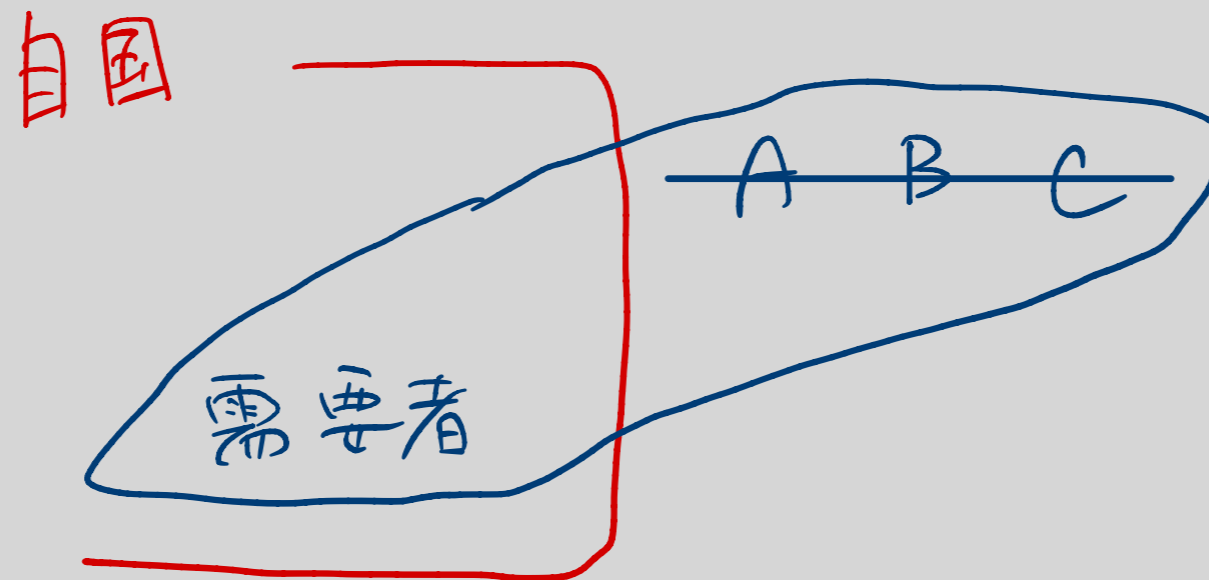
5

## 第0段階 9k232-233

10k241-242

- \* 違反要件と法執行
- \* 国際法と国内法
- \* 条文

- \* 「我が国市場」に影響があるか否か
  - \* 1945 US Alcoa判決
  - \* 1988 EU Wood Pulp判決 (implementation)
  - \* 1990 日本 公取委の報告書



- \* 「我が国市場」とは何か？ → 第2段階

\* 「我が国市場」とは何か？

\* 需要者が自国に所在する市場

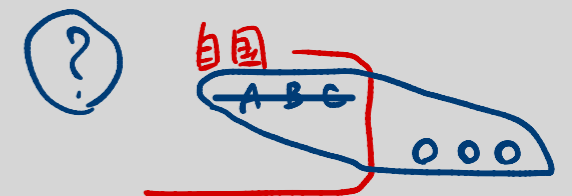
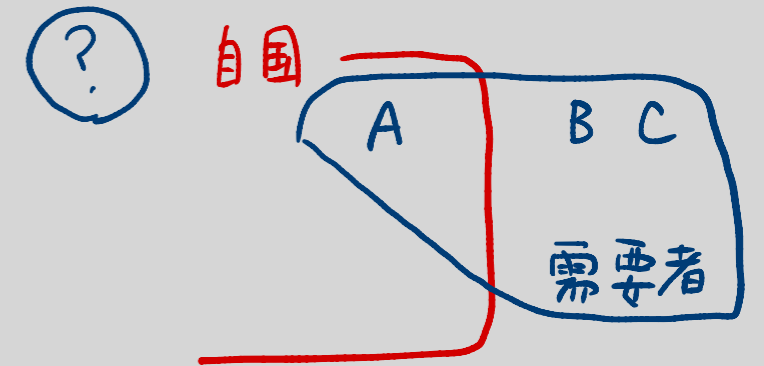
- ▶ 1996H8 白石 ジュリスト1102・1103号
- ▶ 「平成4年の公取委の米国司法省への反論」

\* 批判？

- ▶ 「輸出カルテル」 1970sS40s公取委事例

\* 現実

- ▶ 2008H20 マリンホース事件
- ▶ H20s 多数の自動車部品カルテル事件



~~A B C D~~

J J J US VS EU EU

# 第3段階 需要者の諸機能の分散

10k246-247

\* 2009H21公取委命令 ブラウン管事件

\* 最判の形式的対象はH22の課徴金納付命令

自国

A<sub>p</sub>

需要側親会社

B<sub>p</sub> C<sub>p</sub> D<sub>p</sub>

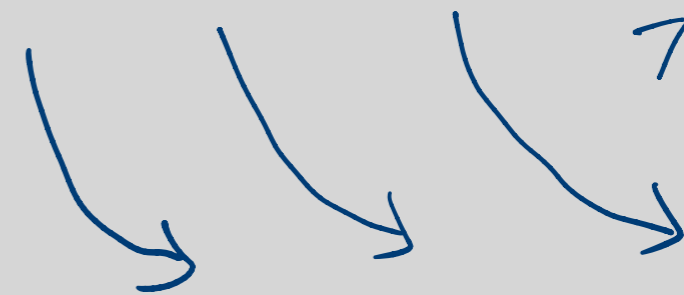
A B C D E

↓ ↓ ↓

需要側子会社

テレビ用  
ブラウン管

ブラウン管  
テレビ





## \* 3段階に沿って判断

2 独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（1条）等に鑑みると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。したがって、公正取引委員会は、同法所定の要件を満たすときは、当該カルテルを行った事業者等に対し、上記各命令を発することができるものというべきである。

そして、不当な取引制限の定義について定める独禁法2条6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいうものと解される（最高裁平成22年（行ヒ）第278号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号796頁参照）。そうすると、本件のような価格カルテル（不当な取引制限）が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる。

3 前記事実関係等によれば、我が国テレビ製造販売業者は、自社との資本関係又は緊密な業務提携関係に基づき、現地製造子会社等を含むグループ会社が行うブラウン管テレビの製造販売業全体を統括し、ブラウン管テレビの生産計画や仕様等を決定するなどした上で、現地製造子会社等に指示して製造させ、また、我が国テレビ製造販売業者又はその子会社等は、現地製造子会社等が本件ブラウン管を用いて製造したテレビの全部又は相当部分を購入した上で販売していたもので

民集71巻10号 1973 (171)

ある。このように、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造業務については現地製造子会社等に移管又は委託していたものの、ブラウン管テレビの製造販売業の主体として引き続き自社及びその子会社等が行う当該事業を統括し、遂行していたものであり、現地製造子会社等は、我が国テレビ製造販売業者による指示を受ける関係にあつたものといえることができる。そして、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造販売業を統括し、遂行する一環として、その基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、その購入を現地製造子会社等に指示し、現地製造子会社等に本件ブラウン管を購入させていたものである。さらに、我が国テレビ製造販売業者は、サムスンSDIほか4社との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていたものであるところ、本件合意は、その本件交渉等においてサムスンSDIほか4社が提示する価格を拘束するものであつたといえるのである。

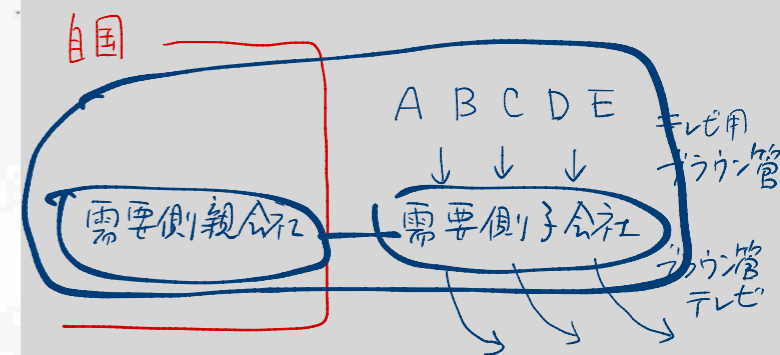
そうすると、本件の事実関係の下においては、本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となつて行ったものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであつたといえることができる。

要旨1 4 以上によれば、本件合意は、日本国外で合意されたものではあるものの、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえるから、本件合意を行った上告人に対し、我が国の独禁法の課徴金納付命令に関する規定の適用があるものと解するのが相当である。所論の点に関する原審の判断は、是認することができる。

第3 上告代理人内田晴康ほかの上告受理申立て理由第5について

1 所論は、事業者が不当な取引制限を行い、それが商品の対価に係るものであるときの課徴金額の算定基礎となる当該商品の売上額

1974 (172) 民集71巻10号



- \* <sup>10k247</sup> 9k237-238 HDD用サスペンション事件
- \* 9k238-239 「世界市場」論  
<sup>10k247-248</sup>